

事務連絡
令和5年3月31日

各都道府県介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の取扱いについて

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の取扱いについては、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知)でお示ししているところです。

このたび、各自治体からお問い合わせの多い質問について、Q&Aを作成しましたので、管内市町村等に周知を図るようお願いいたします。なお、本事務連絡の発出をもって、「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の取扱いについて」(令和2年11月17日付厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)は廃止とします。

問1 コーディネーター研修テキスト「認知症サポーターチームオレンジ運営の手引き」で示された「チームオレンジ三つの基本」とは、これを完全に満たさなければチームオレンジとは名乗れないのか。また、「チームオレンジ三つの基本」と、地域支援事業実施要綱の関係如何。

(答)

コーディネーター研修テキスト「認知症サポーターチームオレンジ運営の手引き」では、チームオレンジの考え方や理念を分かりやすく説明する観点から、以下の「チームオレンジ三つの基本」が示されている。

【チームオレンジ三つの基本】

- ①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
- ②認知症の人もチームの一員として参加している。(認知症の人の社会参加)
- ③認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる。

この「チームオレンジ三つの基本」とは、チームオレンジの取組を進めていく際の基本的な考え方(理念)を示したものであり、チームオレンジコーディネーターが各地域でチームオレンジの整備・運営を進めるための考え方や方法を示したものである。

一方、地域支援事業実施要綱は、地域支援事業交付金の補助対象を定めたものであるが、要綱においては、

- ・ 事業の目的として、「認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)に掲げた「共生」の地域づくりを推進することを目的とする」としており、
- ・ チームオレンジとは「地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーター(認知症サポーター養成講座に加え、より実際の活動につなげるためのステップアップ講座(「認知症サポーター等養成事業の実施について」(平成18年7月12日老計発0712001号厚生労働省老健局計画課長通知)の別添「認知症サポーター等養成事業実施要綱」の3.(3)に定める講座をいう。以下同じ。)を受講した者)を中心とした支援を繋ぐ仕組み(以下「チームオレンジ」という。)」と定義している。

これらの補助事業の目的及びチームオレンジの定義に合致している場合であれば、交付金の補助対象とすることが可能である。

今般のQ&Aでは、主に、「三つの基本」と「実施要綱」上の取扱いの整合性について見解を取りまとめたので、以降の問について参照されたい。

問2 コーディネーター研修テキストの三つの基本では、「①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。」こととされている一方、実施要綱では、チームオレンジについて「地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーター(認知症サポーター養成講座に加え、より実際の活動につなげるためのステップアップ講座を受講した者)を中心とした支援に繋ぐ仕組み」と説明されているが、必ずしもチームオレンジに参加するメンバー全員に対し、ステップアップ講座の受講が求められていないと解釈して良いか。

(答)

コーディネーター研修テキストの「チームオレンジ三つの基本」とは、チームオレンジの取組を進めていく際の基本的な考え方(理念)を示したものであり、チームオレンジコーディネーターが各地域でチームオレンジの整備・運営を進めるための考え方や方法を示したものである。

ステップアップ講座は、認知症に関する知識、対応スキル等を学習しより実際の活動につなげるためのものであり、チームオレンジの立ち上げ時点や、チームオレンジのメンバーとして参画頂く時点で必ずしも講座を修了している必要はない。

また、チームオレンジの運営を中心となって担うメンバーがステップアップ講座を受講していれば、チームオレンジに参加する全てのチーム員が受講している必要はない。

他方で、当該活動を継続していく中で、チームオレンジの取組の進め方や意義、認知症に関するより深い知識や他の活動事例を学ぶことが必要になると思われるため、チームオレンジの運営を中心となって担うメンバーに限らず他のチーム員も、活動を行いつつ、順次、ステップアップ講座を受講していただくのが望ましい。

問3 コーディネーター研修テキスト「認知症サポーターチームオレンジ運営の手引き」の中では、チームオレンジ三つの基本として、「②認知症の人もチームの一員として参加している。（認知症の人の社会参加）」と記載されている。一方、地域支援事業実施要綱の認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の留意事項では、「（認知症の人や家族が）チームオレンジのメンバーの一人として社会参加できる環境の整備に配慮すること。」とあるが、どのように考えれば良いか。

仮に、チームに認知症の人がいない場合や活動していない場合には、チームオレンジとは言えないのか、また、事業対象とならず交付金の対象にならなくなるのか。

※地域支援事業実施要綱 抜粋

別記3 包括的支援事業(社会保障充実分)

3 認知症総合支援事業 (3) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

エ 留意事項

(エ) チームオレンジには、原則として、認知症の人が地域で生活していく上で関わる機会が多いと想定される幅広い年齢層の認知症サポーターや、企業・職域型の認知症サポーターの参画を求めること。また、認知症の人や家族を単に支えられる側ととらえるのではなく、チームオレンジのメンバーの1人として社会参加できる環境の整備に配慮すること。

(答)

問1で記載しているとおり、チームオレンジの基本的な考え方として、認知症の人にチームの一員として参加いただくことは望ましいが、一方で、本人がチームの一員として参加することは地域支援事業実施要綱では必須となっていない。

コーディネーター研修テキストにおいて、認知症の人もチームの一員として参加していることが望ましいとされているのは、単に「支援の担い手」となってしまうことを指しているのではなく、認知症施策推進大綱(令和元年6月18日)において、「施策は全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本とする」とされていることと同趣旨であると捉えるべきである。

認知症の人の視点に立って施策を推進する必要があることを鑑みると、本人の意見や意向を聞かないまま支援が行われることがないように心掛けていただくことが肝要であり、形式的なチーム員としての参加者登録などにとらわれず、認知症の人本人の意向をチームオレンジの活動に反映する機会を設けていることが必要である。

例えば、チームの立ち上げ当初から特定の当事者をメンバーにするのではなく、本人ミーティングや認知症カフェなど、既に認知症の人が参加している取組と連携し本人の意向を活動に反映する機会を設ける方法も考えられる。その上で、チーム活動の進展に応じ、認知症の人本人の参加を検討していくことが考えられる。

なお、認知症の人本人が、チーム員としてチームオレンジの活動に加わっていただける場合でも、本人の意思や希望に反して参加いただくことがないよう、十分な配慮が必要である。

また、参加していただく認知症の人は、必ずしも認知症と診断されている必要はなく、MCIの段階の人や認知症の疑いがある人も含まれる。

以上のような認識に基づき進められている取組であれば、地域支援事業交付金の交付対象となり得る。

問4 地域支援事業実施要綱において、「チームオレンジを整備するためのプロセスやチームオレンジの活動内容など事業の詳細については、各地域で認知症の人やその家族の支援ニーズのほか、既存の社会資源等を勘案した上で設定すべきものであるので、以下の具体例も参考に地域の実情を考慮した上で柔軟に実施すること。」とあるが、チームオレンジを整備するためのプロセスにおいて、認知症カフェなど各地域において既に実施されている取組を活用して実施するような方法も可能か。

(答)

必ずしも、新しい組織を立ち上げる必要はない。他分野も含め、認知症の人や家族が既に関わっている既存の組織・ネットワークを起点として、新たにチームオレンジの機能・役割を追加して整備されるプロセスも考えられる。こうした場合、追加された機能・役割を踏まえ、実施要綱の要件を満たすものと考えて差し支えない。

また、これまで介護・福祉分野で行われてきた既存の組織やネットワークによる活動の中で、既に実施要綱の要件を満たす取組があれば、それをチームオレンジの取組として差し支えない。

なお、上記のようなプロセスを経てチームオレンジを整備する場合、既存の補助金等との重複に留意する(適切に按分するなど)必要がある。